

〔別記様式1〕 (=契約書) の裏面をよくお読みの上、 枠内に必要事項をご記入ください。

記入例

〔別記様式1〕

第1 権利設定（貸借）関係



1 各筆明細

整理番号	農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（乙）		(氏名又は名称) 借り手（耕作される方）		(住所)	(電話番号) (携帯)				
	農地中間管理機構に権利の設定をする者（甲）		(氏名又は名称) 貸し手（土地所有者の方）		(住所)	(電話番号) (携帯)				
	権利の設定をする土地の（甲）以外の権原者等（丁）		(氏名又は名称) 共有者がいる場合は、ご記入ください		(住所)	(電話番号) (携帯)				
権利の設定をする土地（A）				農地中間管理機構に設定する権利（B）						
番号	所在	現況地目	面積 ㎡	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃 10a 当り	借賃の 支払方法	円換算額 10a 当り (物納)
1	亀山市〇〇町〇〇1234	田	1,000	賃借権	水田	R×.×.30	10年	〇〇円	口座振込	-
2	亀山市〇〇町50-1	田	2,000	賃借権	水田	R×.×.30	10年	〇〇kg	物納	〇〇円
3	亀山市〇〇町〇〇455	田	3,000	賃借権	水田	R×.×.30	10年	〇〇円	口座振込	-
4	亀山市〇〇町〇〇789	畑	500	使用貸借権	茶園	R×.×.30	10年	-	-	-

【重要】
「円換算額10a当り（物納）」については、**賃借権で「物納」の場合のみ**、ご記入ください。
(使用貸借権・賃借権（金納）の場合は、記入不要です)

※ 賃借権で「物納」の契約をされる場合、毎年11月10日までに三重県農林水産支援センターへ「納品完了報告書」の提出が必須となります。

なお、提出期限を過ぎて三重県農林水産支援センターが提出依頼をした後も「納品完了報告書」の提出がない場合、**〔別記様式1〕の裏面「2 共通事項（4）物納」に記載の通り、三重県農林水産支援センターによる金銭決済に従う必要があり、円換算額は、その場合の金銭決済時に使用するものとなります。**ご留意ください。

《利用権の種類》
賃借権：土地の借賃（現金、玄米等）が発生する場合
使用貸借権：無償で貸し借りを行う場合

《始期》
原則、各月の30日となります（2月は最終日）

《存続期間》
期間は原則10年以上とし、年数を記入してください。
※5年以下の契約を希望する場合は理由書を合わせて提出してください

《借賃の支払方法》
①「口座振込」
※土地所有者は、後日、三重県農林水産支援センターに「口座振込依頼書」を提出。
②「物納」
※毎年11月10日までに三重県農林水産支援センターに「納品完了報告書」の提出が必須となります。(使用貸借権の場合は記入不要です)

※合計を忘れずにご記入ください
合計 4 筆 6,500 ㎡

権利の設定をする土地（A）				(乙) に設定す					
番号	所在	現況地目	面積 ㎡	利用権の種類	内容	始期	(終期)	10a 当り	支払
同上（農地中間管理機構に権利を設定する内容と同じ）									

この計画に同意する。

農地中間管理機構から権利の設定を受ける者（乙） 住所：(同上) 氏名又は名称

農地中間管理機構に権利の設定をする者（甲） 住所：(同上) 氏名又は名称

農地中間管理機構に権利の設定をする者以外の者で権利の設定をする土地につき所有権その他の使用収益権を有する者（丁） 住所：(同上) 氏名又は名称

借り手（耕作される方） 

貸し手（土地所有者の方） 

共有者がいる場合は、記入・捺印をお願いします
(上記空欄に捺印をお願いします) 